

# 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度、令和4年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第4号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。  
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。  
謹白

## 記

■ 適用日 令和4年 6月 1日から適用

## ■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
悪性腫瘍組織検査（処理が容易なもの） （医薬品の適応判定の補助等に用いるもの） （肺癌におけるKRAS遺伝子変異（G12C）検査）	2500点
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'（PBP2'）検出	291点
臍トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	350点
百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360点



## ▼新規保険収載項目 詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
悪性腫瘍組織検査 (処理が容易なもの) (医薬品の適応判定の 補助等に用いるもの) (肺癌におけるKRA S遺伝子変異 (G12C)検査)	2500点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (※2: 100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査の「1」 の「イ」 処理が容易な もの「(1)」	「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、 <b>KRAS遺伝子変異(G12C)検査</b>  ～(略)～
黄色ブドウ球菌 ペニシリン 結合蛋白2' (PBP2')検出	291点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D012」 感染症 免疫学的検査 の「53」	<b>ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')検出は、免疫クロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。</b> <b>イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。</b> <b>ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」検体検査判断料については、「7」微生物学的検査判断料を算定する。</b>
腔トリコモナス 及び マイコプラズマ ・ジェニタリウム 同時核酸検出	350点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検査 の「10」	<b>腔トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び腔トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。</b>
百日咳菌 ・パラ百日咳菌 核酸同時検出	360点	微生物学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D023」 微生物 核酸同定 ・定量検査 の「12」	<b>百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。</b>